

ETF 及び ETN の価格変動リスクについて

1. 照会内容

- ・ 前回のワーキングで保留となりました ETF 及び ETN の価格変動リスクの記載について、主査と相談のうえ、以下のとおりの修正案を作成いたしました。当該修正案にご意見等があれば教えていただきたいと存じます。

【修正案】

2. ETF（上場投資信託）及び ETN（指標連動証券）の表示項目（第 9 回 WG 資料 1：P52）

(1) 必要表示事項

ETF（上場投資信託）及び ETN（指標連動証券）の広告等を作成する場合には、必ず次の項目を表示する。

① 法定記載事項（第 1 部法令諸規則等の概要 I. 広告等の定義等（※ 2）「広告等における表示事項」参照）

法定記載事項のうち、指標変動による損失に関する記載には

- ・ 当該 ETF 又は ETN 自身の価格変動リスクに関する文言
- ・ 外貨建て証券の場合、為替リスクに関する文言

を記載する。

※価格変動リスクについては当該 ETF 又は ETN 自身の価格変動に加え、連動する指数等の変動による価格変動リスクがある旨を記載することが望ましい。

なお、銘柄名や連動する指数の名称から、当該指数が影響を受ける株価、金利、為替、商品等の金融指標がわかり難い場合には、連動する指数の種類（例えば、株価指数、金利指数、債券指数、為替指数、商品指数、など）を表示することが望ましい。

【趣旨】

- ・ ETF が、例えば、日経平均連動 ETF」という名称であれば、株価指数に連動することが理解できるので、詳しく書かなくても問題が起きないと考えられる。一方で、例えば、「ABC400 連動 ETF」という名称の場合、何に連動するかがわかりにくいので、このような場合には、連動する指数の種類（例えば、株価指数、金利指数、債券指数、為替指数、商品指数、など）を表示することが望ましいと考える。

2. 意見

- ・修正案に賛成・意見なし（7社）。
- ・ETNは裏付資産を持たず、発行体の信用力により発行される有価証券であることから、購入投資家において信用リスクが重要点である。
東証のパンフレットにおいても信用リスクは記載されていることから、広告等指針においても、表示することが望ましい事項として信用リスクの記載を追加した方が良いのではないかと。

〈東証パンフレットの信用リスク〉

ETNは現物の裏付資産を有さず、発行体の金融機関の信用力をもとに発行されているため、発行体の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ETNの価格が下落する又は無価値となることがありますので、こうした発行体の信用リスクについては十分に留意する必要があります。

3. 対応案

- ・ETF及びETNの価格変動リスクについての指針上の記載については、修正案どおりとする。
- ・信用リスクの記載については、以下の記述を指針に追加する。
「※ETF（債券を裏づけ資産とするもの）又はETNの広告等において、商品性に関し言及する場合には、信用リスクについて適宜記載することが望ましい。」

4. 検討結果（※会議後に追加）

- ・対応案のとおり、修正を行うこととなった。

以 上

改定指針案	現行指針（平成 18 年 10 月版）
<u>V. ETF（上場投資信託）、ETN（指標連動証券）、REIT（上場不動産投資証券）</u> 1. 総論 ETF（上場投資信託）及びETN（指標連動証券）並びにREIT（上場不動産投資証券）の販売は、他の投資信託とは違い、通常、募集・売出しの方法ではなく、株式と同様に<u>金融商品取引所等</u>における売買の方法で行われるが、証券会社が、ETF（上場投資信託）<u>及びETN（指標連動証券）並びにREIT（上場不動産投資証券）</u>の広告等を行うに当たっての留意事項は以下のとおりである。 なお、募集・売出しに際し広告等を行う場合には、ETF（上場投資信託）<u>及びETN（指標連動証券）</u>にあつては、前記「<u>IV. 投資信託及び外国投資信託</u>」、REIT（上場不動産投資証券）<u>にあつては</u>、前記「<u>II. 株式</u>」に準じて行うものとする。 また、海外に上場しているETF（上場投資信託）及びETN（指標連動証券）<u>並びにREIT（上場不動産投資証券）</u>の広告等を行うに当たっては、「<u>II. 株式</u>」、「<u>IV. 投資信託及び外国投資信託</u>」又は「<u>V. ETF（上場投資信託）、ETN（指標連動証券）、REIT（上場不動産投資証券）</u>」の内容を参考にして、各社において対応するものとする。 <u>（注）ETF には受益証券発行信託を含む。また、ETN は上場投資証券と称されることもある。</u> 2. ETF（上場投資信託）<u>及びETN（指標連動証券）</u>の表示項目 （1）必要表示事項 ETF（上場投資信託）<u>及びETN（指標連動証券）</u>の広告等を作成する場合には、必ず次の項目を表示する。 ① <u>法定記載事項（第 1 部法令諸規則等の概要 I. 広告等の定義等（※2）「広告等における表示事項」参照）</u> <u>法定記載事項のうち、指標変動による損失に関する記載には</u> ・ <u>当該ETF 又はETN 自身の価格変動リスクに関する文言</u> ・ <u>外貨建て証券の場合、為替リスクに関する文言</u> <u>を記載する。</u> <u>※価格変動リスクについては当該ETF 又はETN 自身の価格変動に加え、連動する指数等の変動による価格変動リスクがある旨を記載することが望ましい。</u> <u>なお、銘柄名や連動する指数の名称から、当該指数が影響を受ける株価、金利、為替、商品等の金融指標がわかり難い場合には、連動する指数の種類（例えば、株価指数、金利指数、債券指数、為替指数、商品指数、など）を表示することが望ましい。</u> <u>※ETF（債券を裏づけ資産とするもの）又はETN の広告等において、商品性に関し言及する場合には、信用リスクについて適宜記載することが望ましい。</u>	<u>VI. ETF（株価指数連動型上場投資信託）及び上場不動産投資証券</u> 1. 総論 ETF（<u>株価指数連動型上場投資信託</u>）及び上場不動産投資証券の販売は、他の投資信託とは違い、通常、募集・売出しの方法ではなく、株式と同様に<u>証券取引所等</u>における売買の方法で行われるが、証券会社が、ETF 及び上場不動産投資証券の広告等を行うに当たっての留意事項は以下のとおりである。 なお、募集・売出しに際し広告等を行う場合には、ETF（<u>株価指数連動型上場投資信託</u>）にあつては、前記「<u>V. 投資信託及び外国投資信託</u>」、上場不動産投資証券にあつては、前記「<u>II. 株式</u>」に準じて行うものとする。 また、海外に上場しているETF（<u>株価指数連動型上場投資信託</u>）及び上場不動産投資証券の広告等を行うに当たっては、「<u>II. 株式</u>」、「<u>V. 投資信託及び外国投資信託</u>」又は「<u>VI. ETF（株価指数連動型上場投資信託）及び上場不動産投資証券</u>」の内容を参考にして、各社において対応するものとする。 2. ETF（<u>株価指数連動型上場投資信託</u>）の表示項目 （1）必要表示事項 （ 新設 ）